

事業者温室効果ガス削減等計画書・実績報告書 特定事業者以外の事業者排出量簡易報告書の概要



通称 ゼロカーボン北海道推進条例の改正について

北海道では、道内の温室効果ガスの排出量を2030年度に2013年度比48%削減、2050年までに実質ゼロとする目標を掲げ、持続可能で活力あふれる北海道づくりを進める「ゼロカーボン北海道」の実現を目指しています。

ゼロカーボン北海道の実現には、道民・事業者・市町村など全ての関係者の方々の積極的な参加の下、環境の保全・経済の発展・生活の統合的な向上に向けて、総力を挙げて取組を進めていかなければなりません。

令和5年（2023年）3月に改正した条例では、事業活動に伴う排出量削減の取組を強化するため、**排出量報告制度の規定を拡充**しました。

① 事業者温室効果ガス削減等計画書・実績報告書

第14条、第15条、第17条

事業活動で多くの温室効果ガスを排出する事業者（特定事業者）の方々を対象に、温室効果ガスの排出量を把握し、計画的に排出削減などの取組を実施していただくため、削減等計画書と実績報告書の提出を求めています。提出された計画書と報告書は公表します。



特定事業者（提出を求める事業者）

道内に有するすべての工場等の一年間の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500kL以上の事業者

省エネルギー法（※1）に基づく特定連鎖化事業者で、道内に有するすべての工場等の一年間の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500kL以上の事業者

自動車運送事業者であって、道内に登録する前年度の末日の自動車の総数が次に該当する事業者

道内において温暖化対策推進法（※2）施行令第5条第10号から第16号までの事業者（※3）で、前年度の4月1日の従業員数が21人以上かつ二酸化炭素換算3,000トン以上排出する事業者

- トラック：100台以上**
- バス：100台以上**
- タクシー：150台以上**

条例改正により
規模要件が拡大

※1：エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
※2：地球温暖化対策の推進に関する法律
※3：廃棄物焼却施設や下水終末処理場の設置者など

提出概要

（● 条例改正による追加項目）

削減等計画書

- 排出量の削減の取組の計画期間（※4）
- 基準年度（※5）における温室効果ガスの排出量
- 排出原単位、原単位に用いた指標、指標の考え方（※6）
- 排出量の削減目標、実施する取組の内容
- 再エネの導入目標、実施する取組の内容
- その他地球温暖化防止のために取り組む内容

実績報告書

- 温室効果ガスの排出量、排出原単位
- 排出量の削減実績、取組の内容
- 再エネの導入実績、取組の内容
- その他地球温暖化防止のために取り組んだ内容

※4：提出する日の年度から3か年度 ※5：計画期間における初年度の前年度又は前々年度（事業者の方々が選択してください）
※6：事業内容により単一の原単位の設定が難しく、複数の重み付け合算により原単位を設定した場合の考え方

提出時期

- ✓ 削減等計画書：計画期間（3年間）の初年度の**7月末日**まで
- ✓ 実績報告書：取組を実施した翌年度の**7月末日**（※）まで（※ 条例改正により提出時期が変更）
（※ 令和5年度においては、削減等計画書・実績報告書は10月1日まで提出）



事項	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度
取組の実施期間	←-----→				
削減等計画書の提出	○ ※R5~7の計画の場合 は10月1日まで	○ R 6~8の計画 7月末日まで	→ 計画期間：3年間		○ R 9~R 11の計画 7月末日まで
実績報告書の提出	○ ※R4年度の実績の場合 10月1日まで		○ R 6年度実績 7月末日まで	○ R 7年度実績 7月末日まで	○ R 8年度実績 7月末日まで

留意事項

- ✓ 削減等計画書や実績報告書の提出の際には、担当者報告書も提出してください。
- ✓ 削減等計画書に記載した内容を変更する場合は、変更後の計画書を提出する必要があります。
- ✓ 削減等計画書と実績報告書は、道民や事業者の方々が、データの加工など二次的利用が可能な形式で公表します。

② 特定事業者以外の事業者排出量簡易報告書

第16条、第17条

特定事業者以外の事業者の方々を対象に、温室効果ガスの排出量を把握し、自主的な取組を促進するため、任意で簡易な排出量報告制度を創設しました。提出いただいた報告書は公表（※1）します。

（※1：事業者名を匿名とすることができます）

簡易報告書の特徴



- ✓ エネルギーの種類（電気、ガソリンなど）ごとの使用量を様式に入力するだけで、温室効果ガスの排出量の計算が簡単にでき、取り組みやすい
- ✓ 温室効果ガスの排出量の削減や再エネ導入のために実施した取組を任意で記載
- ✓ 簡易報告書の公表にあたり、ご希望により事業者名を匿名とすることが選択可能

簡易報告書の提出によるメリット

簡易報告書を提出した事業者の方々には、以下のようなメリットがあります。



- ✓ 道の中小企業総合振興資金（※2）（ステップアップ貸付（ゼロカーボン））の融資対象
- ✓ 道のホームページにてゼロカーボンの取組実績を紹介

さらに、ゼロカーボンチャレンジャーに登録し簡易報告書を提出いただくことで、右のようなメリットを受けることができます。

- ✓ 令和5・6年度の道発注公共工事の競争入札参加資格で加点評価
- ✓ 道が発注する公共工事の総合評価方式による落札者決定の際に加点評価
- ✓ 金融機関での私募債発行時の金利優遇
- ✓ 北海道信用保証協会にて保証料率の割引対象

※2：道内の中小企業者が、道内で事業を行う場合に必要な資金を低利で利用できる融資制度

※：その他、項目の追加を検討していきます。

ゼロカーボン・チャレンジャーの詳細は右のページからご確認ください。

北海道 ゼロカーボン チャレンジャー

検索

対象事業者

特定事業者以外の事業者

提出概要

- ✓ 事業活動に伴い使用したエネルギーの量又は排出した温室効果ガスの量
- ✓ 温室効果ガスの排出量の削減又は再エネ導入のために実施した取組（任意記載項目）
- ✓ 簡易報告書公表の際の匿名の希望の有無

提出時期

前年度1年間の状況を7月末日まで
（※ 令和5年度においては、10月1日まで提出）

事項	R5年度	R6年度	R7年度
取組の実施期間	←-----→		
簡易報告書の提出	※R4年度の実績の場合 は10月1日まで	R5年度実績 7月末日まで	R6年度実績 7月末日まで



留意事項

簡易報告書は、道民や事業者の方々、データの加工など二次的利用が可能な形式で公表します。

計画書や報告書の提出方法

電子での提出を推奨します。ペーパーレス化にご協力ください。

詳しくは、こちら（↓）から

北海道 ゼロカーボン 条例

検索

温室効果ガス排出量報告サポートデスク

排出量の計算方法や報告書の記載方法、支援の取組など、排出量報告制度に関する相談に対応します。

詳しくは、こちら（↓）から

北海道 ゼロカーボン サポートデスク

検索

詳しくは 道ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン北海道推進条例担当へ

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 TEL：011-204-5190